

# V F M・リスク分担ワーキンググループ 第6回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

## 第6回VFM・リスク分担ワーキンググループ 議事次第

日時：平成26年8月27日(水)9:30～11:00  
場所：中央合同庁舎第4号階12階1214会議室

- 1 開会
  
- 2 議事
  - (1) 中間とりまとめ(案)について
  - (2) 今後の予定(案)
  - (3) その他
  
- 3 閉会

○山田企画官 皆様、おはようございます。

定刻より若干早い時刻でございますが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから第6回「VFM・リスク分担ワーキンググループ」を開催いたします。

事務局の内閣府民間資金等活用事業推進室の企画官をしております、山田と申します。

本日は、お忙しい中また早朝より御出席いただきまして、ありがとうございます。

なお、本日は13名の構成員の皆様のうち、7名の皆様に御出席をいただいているところでございます。

以降の議事につきましては、根本座長により進めていただきたく存じます。根本座長、よろしく願いいたします。

○根本座長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

本日は「中間とりまとめ（案）について」でございますが、今までの議論、それから、事前に資料をお送りして、その御意見を反映させた事務局案が提示をされておりますので、今までの議論や御意見が反映されているかどうか、間違いがないかどうかの確認を中心に御意見をいただきたいと思います。その上で論点を幾つか絞り込んでさらに突っ込んだ議論をしたいと思っております。

それでは、事務局の説明の後に順に全ての点に関しての問題提起、御意見をいただいて、私のほうで幾つかの点にまとめた上でさらに議論したいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○山田企画官 それでは、お手元にお配りいたしました資料のうち、資料1と資料2について一括して御説明さしあげたく存じます。

実は資料1は資料2の概要版という位置づけで用意させていただいておりますが、資料2が、今回、根本座長に御相談しつつあるいはメンバーの皆様方に御意見をいただきながら取りまとめた中間取りまとめの案ということで、お配りさしあげているものでございます。

まず、資料1で中間取りまとめの概要について御説明さしあげたく存じます。

今回の取りまとめの位置づけとしましては、今後ガイドラインの検証・見直しということでこのワーキンググループにお集まりいただいたわけでございますので、今後のガイドラインの検証・見直しに関する事項について御議論いただいたものを整理するというところで、この中には必ずしもたちまちそのガイドラインへの反映に至らないものもあるかもしれませんが、それも含めて考え方の一例として並べて示しているものでございます。

その中で一番上の部分の「位置づけ・目的」でございますけれども、当面リスク分担ガイドラインへ速やかな反映をすべき部分があるのではないかとということと、今後、それにとどまらず、そのほかの部分についても、世の中のさまざまな事業の動向を見据えながら、検討すべき事項について検討を深めるという書きぶりで「位置づけ・目的」を整理させていただきます。

これは本編において「第1章 はじめに」とか「第5章 おわりに」というところに、

このあたりのことを位置づけさせていただいているところがございます。

下の半分は左右に分かれております。「VFMについて」の論点が左半分、右半分には「リスク分担について」の論点を並べております。一番下ですが、両方にまたがる論点として1つ位置づけて整理をしているところがございます。

左半分の「VFMについて」は第2章、右半分の「リスク分担について」は第3章、両方にまたがる部分については第4章に整理をしておるところでございます。以降の資料1の概要の1枚紙の立て方については、資料2の項目の立て方と整合を図るような書きぶりになっているところがございます。

資料1「VFMについて」は、御議論いただいた内容といたしまして「支払額削減以外のVFMについて」「VFMが果たすべき役割について」あるいは「VFM評価のあり方について」と並べて書いているところがございます。

「リスク分担について」に関しましては、1つ目の項目として「リスクの認識等について」、これはリスクワークショップ等について御議論いただいた部分でございますが、2つ目が「本体事業と付帯事業との間のリスク遮断について」でございます。それから、VFM、リスク分担にまたがる論点といたしまして「運営権活用型事業における需要変動等について」という項目を立てているところがございます。

資料1で全体の構成を御説明さしあげましたが、資料2についても内容についてざっと通して御説明いたしたく存じます。

「第1章 はじめに」で、このワーキングでお集まりいただき、議論を始めた経緯について位置づけも含めてしたためているところがございます。

もともとこのワーキングの議論の成果としては、VFMガイドラインあるいはリスク分担ガイドラインの検証・見直しに役立てる目的でして、それに関する項目を中間的に取りまとめましたという位置づけを書かせていただいているところがございます。

1枚おめくりいただいたところに論点をマトリックスにまとめているところがございます。これは毎回ワーキングのたびに皆さんにお目にかけているものがございますので、それをもとに改めてここにも使わせていただいております。

改めて2ページの図表1を見てみますと、このマトリックスをつくり上げるに至るまで、第1回で皆様方から話題提供をいただいたということがございます。

このマトリックスにおける従来型（サービス購入型）部分について、第2回、第3回のワーキンググループで御議論いただいたところがございます。

新たな事業類型のうち、収益施設併設型については主に第4回で御議論いただいたところ、運営権活用型につきましては主に第5回のワーキンググループで御議論いただいたところがございます。

後ほど御説明申し上げますが、この中の本体事業と付帯事業とのリスク遮断の部分について、このワーキンググループとしてのメッセージとして、ガイドラインへの反映が必要ではないかということを中心に示しているところがございます。

3 ページから「第2章 VFMについて」の論点をまとめているところでございます。

まず「1. 議論の前提」ということで、資料1には書いていないところでございますが、VFMについては、議論を行う上での前提となることとして、効率性の議論と必要性の議論を分けて考えるということで、ここで取り扱うのは、必要性の議論を経た後の効率性の議論についてのことなのだということを、念のため冒頭に注記をさせていただいているところでございます。

それを踏まえた上で「2. 支払額削減以外のVFMについて」すなわち「サービスの価値の向上」の部分ですが、これをどう評価するのかについて御議論いただいた中で、御提案いただきましたようなPFI以外の事業方式、例えば総合評価方式でどのように評価されているのかであるとか、あるいは指定管理者制度においてどんな視点があるのかといったところを、御議論いただいたあるいは御紹介させていただいたことを、改めて整理をしているところでございます。

5 ページ、その効果を定量的に見るときの方法といたしまして、これはF委員から御提供いただいた図表を引用させていただいているところですが「リスク移転効果」について財政支出のばらつきが抑制をされるというところを、定量的に認識できるのではないかと示しているところでございます。

あわせて統括分析表であるとか、便益帰着構成表を用いたケーススタディーの例もF委員から御紹介いただいたものを引用させていただいているところでございます。

8 ページ、引き続き第2章の続きでございますが「3. VFMが果たすべき役割について」は、主に事業を実施する前の段階について御議論いただいたかと存じておりますが、前の段階においても事業を企画する段階、特定事業を評価する段階、あるいは応募していただいた事業者を選定する段階の3つの段階を中心に御議論いただいたかと存じます。

その段階ごとに項目を分けておるところなのですが、さはさりとして実際に事業が始まった後においても、VFMは果たすべき役割があるであろうということで、8 ページの脚注の部分に、事業の実施段階でのVFMの活用について、一言、触れさせていただいているところでございます。

まず、3つの段階のうちの事業の企画段階でございます。こちらについては、まずは公共が政策を決定するためのVFMの計算ということでございますので、支払額の削減の部分が基本となりつつも、定性的な部分も踏まえてということで、定量化の困難な部分については、例えば「リスク調整費」とか「外部効果」といったことを重視することもあり得るのではないかと触れさせていただいております。

次の特定事業を評価する段階については、ガイドライン等においていろいろ記載はありますが、それをPFIで実施することを公にする意味合いのもので、そういうメッセージが対外的にされるということでございますので、実際には事業の枠組みであるとか、リスクの分担の案について、類似事例を参考にして評価をしていくことが必要ではないかということであるとか、あるいはそういった公表されるVFMが増えていくことによって、それが事例

の蓄積となってほかの事例にも参考になっていくのではないかとことを示しておるところでございます。

3つ目の応募された事業者を選定する段階の場合は、事業者を決定するわけですので、文字どおり客観的な評価手法という役割を担っているということでございます。

この部分については、実際の提案を評価するわけですので「サービスの価値の向上」についても何らかの評価を試みることもあり得るのですけれども、これはなかなか定量化することは難しいわけですので、ここに負担がかかり過ぎないようにということも一方で重要だということで、先ほどのページでお示したような総合評価であるとか、PFI以外の手法で用いられている方法での定量化が参考になるのではないかとということで、あるいは費用便益分析マニュアルの原単位であるとか、定量化に関する部分も参考にすることが考えられるのではないかとことをお示ししているところでございます。

まだVFMについて続きますが、次に、10ページ中ほどからの「4. VFM評価のあり方について」の部分は、新たな事業類型を念頭に置いて御議論いただいたものでございます。

この部分については、事業を企画する段階あるいは特定事業を評価する段階については、やはり公共の財政負担の縮減というところが基本になると考えられますが、そう考えた上で収益施設が併設されるような場合、付帯事業をどう見るのかということで、図表6にお示しするような4つの項目をお示ししているところで、これも第4回のワーキンググループでお示した表をもとに再構成をしてお示しするところでございます。

11ページの下の方は、事業者の選定をする段階でございます。この部分については、定性的な評価の一つとして、本体事業を付帯事業との相乗効果といったことにも着目するのが重要ではないかとということでございます。

ただ、付帯事業の収益が本体事業を行う上での前提となる場合に、特に付帯事業の提案が言いっ放しにならないような仕組み、これはお互いに御提案いただく事業者がやるべきことのみならず、発注者側となる公共側がやるべきこともあり得ると思いますけれども、提案の確実性をどのように担保するのかといったことが重要になってくるわけですし、そのときのリスクの管理が、それぞれのステークホルダーがどのようにその管理をしていくのかといったことも十分提案していただく必要があるのではないかとということでございます。

12ページ、今度は運営権活用型に関してでございます。

ここではコンセッション、運営権を活用した場合のVFMはどういうものなのだろうかといったことを、根本座長からお示しいただいた定義を基本的に引用して、お示ししているところでございます。支出の差と収入の差を足し合わせたものが運営権を活用した場合のVFMに相当するのではないかとことをお示ししているところでございます。

ただ、地方公共団体にはこのケースでいくと運営権の対価がゼロになったり、マイナスになったりというケースもお示ししているわけなのですけれども、実務上はこの部分に対して何かサービス購入型の事業と組み合わせられて、サービス対価が支払われるケースであ

るとか、あるいは政策的に何らかの必要性があるので補助金が交付されるというケースがあったりとか、そういったケースが実務上は存在し得ることを13ページの脚注で示させていただいているところでございます。

14ページですが、運営権対価とVFMとの関係について示しているところでございます。先ほどの脚注のようなことも考えると、運営権対価がゼロとかマイナスになる場合ということもあり得る。そういった場合にも、VFMによる効果測定が可能ではないかということで、運営権活用型事業についても、VFMの果たすべき役割とか、VFM評価に一定の意義があるのではないかということを示しているところでございます。

ここまでがVFMについてでございます。

15ページからは「第3章 リスク分担について」をお示ししているところでございます。

まず、主として前半部分で、リスクをどのように認識をしていくのか等々についてあるいはどんなリスクがあるのかについてということでございます。

まず、リスクワークショップということで、これもF委員から御紹介いただいたものを中心に構成をしておるところでございますが、リスクワークショップが有効である場合もある、あるいはリスクワークショップをするときのファシリテーターにはどんなことが期待されるのかといったことについて、お示しをしているところでございます。

需要変動のリスクであるとか、最近、実務においてもさまざまな話題となっている物価変動についてのリスクについてもお示しをしているところでございます。

後半部分、本体事業と付帯事業との間のリスクの遮断についてどう考えるのかということについて御議論いただいた部分でございます。

この部分について、16ページ中ほど枠囲みでお示ししたとおり、今のリスクガイドラインについては、リスクを本体事業と付帯事業のリスクをできる限り分離することが書かれているところでございます。

一方で、昨年に決定されたアクションプランでは、推進すべき事業類型として「収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等」というものが位置づけられている面もございます。

そうなってくると、付帯事業のリスクを適切に管理しながら、その収入を当てにした本体事業を成り立たせることも想定され得るのではないかと考えられます。そうなってくると、先ほどの16ページの枠囲みで示しているガイドラインの該当箇所についても、それが読み込めるような措置が必要になってくるのではないかといたことをお示ししているところでございます。

この後、17ページでは、適切な付帯事業のリスクの管理の方法ということで、これもワーキンググループで御議論していただく際にお示しした資料の中に例示をさせていただいた方策を並べているところでございます。

19ページ、第4章としてVFMとリスク分担双方にまたがる部分、主に運営権活用型事業について御議論いただいた結果をまとめたものでございます。ここについては、前回の第5

回ワーキンググループで御議論いただいた内容あるいはその際にお示しさせていただいた資料をもとに構成をさせていただいているところでございます。

この場合、運営権を活用した場合の事業の需要変動を捉まえてどう予測していくのかといったことについて、お示しをしているところでございます。

まず、事業を組み立てる際にプロフィットシェアリングを導入することによって、需要変動がある事業も安定性が確保されることもあり得るのではないかということであるとか、あるいは需要の裏返しである収入を公共側が予測する場合も、市場がどんなことに反応するのかといったことを留意すべきではないかということで、枠囲みの中で世界銀行のホームページにあるところを和訳して引用しているところでございます。

19ページが一番下の部分からでございますけれども、変動要因として、事業の企画段階とか特定事業を評価する段階、まだ物事が公共側の手元にある段階でございますけれども、その際に留意する要素として、利用料金の設定をどう考えるのかであるとか、あるいは利用者数についてどう設定をするのかについてお示ししているところでございます。

最後のページ「第5章 おわりに」ということで、一部分は第1章の繰り返しにもなりますけれども、この中間取りまとめの位置づけや目的について改めて述べている部分でございます。

その中で特に第3章で述べています、本体事業と付帯事業のリスクをどう適切に管理をしていくのかについては、リスク分担ガイドラインとアクションプランとの関係を鑑みて、速やかにその反映が必要ではないかといったことをお示ししておるところでございます。

そのほかの部分については、たちまち反映ということではないかもしれないですけれども、今後、新たな事業類型に係るプロジェクトでというか、世の中で展開されていくであろうことを鑑みまして、それらの行方を十分に見据えながら、今回、この中間取りまとめで示した各項目について順次検討を深めていくというトーンで締めくくりを考えているところでございます。

以上、資料1、2を一括して御説明さしあげました。

○根本座長 ありがとうございます。

今回は、従来にない分野でバリュー・フォー・マネー、リスク分担を考えるということで、なかなか難しいテーマだったと思います。

その上で、試みとしていろいろなアプローチを紹介するというので、これを完全に推進委員会の提言として出すというよりは、さまざまな考え方があることを御紹介して、実際には管理者の判断に委ねるという方向での整理を、最終的には行おうとしているということですので、この中に記載されていることが全て矛盾なく1つになっているかという、必ずしもそうではないと思いますが、そうである必要はないというまとめ方の趣旨であると考えていただければと思います。

その上で皆様からの御意見を、御質問も含めてお受けいたします。

それでは、C委員、お願いします。

OC委員 では、何点か。

ちょっと大きな話なのですが、2章と3章のバランスなのですけれども、2章はすごく丁寧に書かれている割には3章はそれほど丁寧に記述されているわけではないと思います。

内容の問題というよりは、多分図表だと思うのです。恐らく資料でずっとVFMについていろいろな資料で図表が出てきたので、それを掲載されていると思うのですけれども、むしろ同じようにリスク分担についても、時間軸でとってみたり、いろいろな類型とか、パターンとか、もし2章で図表を使うなら、3章でも幾つかそのパターンがあってもいいかと思います。

2章についてなのですけれども、私が理解する限り大きなポイントは2つあって、VFMについては、まず、サービスの価値というものをどういうふうに織り込むか。

定量化するのは難しいので、ある程度定性的な評価というのは許容しましょうということなのだと思うのですけれども、これは私が財政をやっているからですが、定性的評価といういつも官僚の作文が出てきて、だからやろうよという話になって、だからこの定量化というか、数値目標で、私は政策評価とか、事務事業評価もやりますけれども、やはり必ず数値化しましょうというのは、ある程度、事業に対する規律づけを与えるためにも、もちろん定性的な評価を否定するわけではないのですけれども、やはり定量的な評価を徹底した上で、それでもできないところについてはそうしましょうということ、定性的評価ありきではないことだけは確認いただければと思います。

VFMについては、どこかで簡素化の話がなかったでしたか。今回の論点ではないのかもしれないですけれども、既にある程度確立した事業については、そんなに難しく考えずに簡素化した形でやりましょうという議論もあったとは思ったのですが、6ページのところで外部性が出てくるのですが、これも前に申し上げたとおりなのですが、もちろん外部性があるからこういう公共的な政策をやる意味があるのですけれども、それはわかるのですが、この外部効果は別に従来型の公共事業でもできることもあるので、PFIだからこそ生まれる付加的な外部性でないと、多分VFMの中に織り込む意味はないという気はしました。

あと例の運営権のプラスマイナスの話は、大分きれいになったと思うのですけれども、ちょっとポンチ絵のところでもむしろ私はあれと思ったのですけれども、VFM評価のあり方「(2) 運営権活用型事業」のところが趣旨かと思います。ポンチ絵なので、皆さんが読むのはこちらなので、ゼロかマイナスになるケースというものが重要だったのかと思ってしまいかねません。

だけれども、むしろ運営権を考える上で大事な、私が理解する限り大きなメッセージは、12ページ目にある収入のところ、従来VFMは支出をどれくらい抑えられるかを議論していたので、むしろ収入のところ、ある種、付加的な収入があり得ます。そういうものはきちんと織り込みましょう。それでもなおかつVFMはプラスになったり、マイナスになったりするケースがあります。それについては、実務的にはその部分が、もしPFIをやるならすけれども、補助金という形で公的に負担されるべきところという、そんな順番だった気がし

たので、いきなりゼロだ、マイナスだという話になって、それでもやるのだという話になると、何かちょっと違うという気がしたのです。

あと1点。13ページのところ、もしかしたらゼロとかマイナスになるケースはこういうケースかと思ったのですけれども、事業者の支出のところは固定費か、可変費かというのは分けなくてよかったのかということと、細かいですけれども、現在価値化しているはずなので、恐らくこれは将来にわたる支出あるいは将来にわたる収入の現在価値であるということだったと思うのですけれども、このあたりはある程度きちんと書かないと、多分、見た人はこれは何の話だろうというのがわかりにくい気がしました。

○根本座長 論点がいっぱいあったので、まとめて最後に議論しますけれども、一つは、バリュー・フォー・マネーの簡素化のほうは別の発表も既にして出されていて、ただ、この中でもどこか言及することは可能かもしれないので、そこはちょっと検討したいと思います。もう成果物として出ていますから、それはいろいろなところでPRしたほうがいいのかもしいかなということですか。

では、I専門委員、お願いします。

○I専門委員 2、3点なのですけれども、第2章のバリュー・フォー・マネーのところについては、今、座長が仰ったみたいに、いろいろな考え方があることの論点出しということなのですが、バリュー・フォー・マネーのところで、先ほどのC委員のところにもあったのですけれども、9ページの「②今後のあり方等」で、定量化が困難な場合には定性的な評価で総合的な見地、定量化が困難な場合については「リスク調整費」や「外部効果」といった定性的側面を重視することと、2段目の「外部効果」というのは、多分、先ほど委員が仰ったみたいに、PPPをやることのさらに外部的効果ということだと思えるのですけれども、この手前の「リスク調整費」が私は余りよくわからないので、どういう考え方か、何かちょっと説明が必要かと思えます。

それと、10、11ページの収益施設併設型のところですが、11ページの図表6の項目4のところですが「税収等の増加等を考慮することも考えられる」は、簡単に言うと、しなくてもしてもいいということと理解しています。

あと12ページの運営権活用型の場合なのですけれども、この図のところでもうなんでしょうけれども、前回か前々回の議論のときに、このLCCを考えてということなのですけれども、結構、将来の収入とか、将来の支出の計算が難しいのではないのでしょうかというお話をして、L専門委員がどう仰ったか、できますと言ったような気もしたのですけれども、実際、コンセッション型というか、運営権活用型でやっているのは、特定事業を選定したのは仙台か何かであるわけなのですけれども、それはもう少し簡単にやっつけてしまっているようなので、そのあたり、このガイドラインのところは、実務を押さえてやるのか、理論的なところから提言していくのかというのはあると思うのですけれども、実際にこれをやるとなると結構大変なのではないかというのが感想で、特に企画段階、特定事業の段階でやるのが大変ではないかと思えます。

かつ、資料1のところのバリュー・フォー・マネーの評価のあり方についてのまとめで、これを多くの人を読むと思うのですけれども、運営権活用事業のところは「ゼロ又はマイナスとなるケースにおいても」ということは、プラスのことはもちろんということだと思うのですけれども「定量的な効果測定方法としてVFMを活用」と書き切ってしまうと、定性的なところでのあり方を、排除とは言わないのだけれども、それをなくしてしまっているのかなと。

先ほどC委員が仰っていたところの、定性的なことをできるだけ定量化しようということには賛成なのですけれども、余り言い切ってしまうのはどうなのかと思います。その辺は実際にやられた航空局の方と何かお話ししたのかどうなのか、その辺の認識は事務局としてどうなのかということですが。

第3章のリスク分担のところでは、17ページの「(2) 事業主体を分離した上での付帯事業の実施体制の強化」のところの枠囲みのa)の「SPCの代表企業又は構成員に対し、付帯事業にかかる履行保証を求める」は、具体的には何だろうかと思いますが。余りやらないような気はするのですけれども、これは何か建設等だったらわかるのだけれども、全体的な履行保証を求めるのかなと。余り今までやっていないので、履行保証は何だろうかというところですが。

この質問と、19ページ、20ページの第4章のところでは、a)の「利用料金設定の自由度を民間事業者に与える場合、従来方式とPFI方式とで利用料金設定に差をつけるか、あるいは同等と設定するか」は、計算するときの問題だと思うのですけれども、自由度を与える場合で、何か利用料金の設定に差をつけないで同等と設定することもあるのでしょうかという質問です。

第5章の終わりのところに、先ほど最後の御説明がありましたけれども、第3章は早目にガイドラインに反映して、それ以外は考えようということだと思うのですけれども、第3章のところの具体的には、先ほど仰ったアクションプランとの関係で付帯事業部分を分離しろというのが従来の主流であったのだけれども、それを総合的に考えようということもあり得るところがポイントですかということですが。

○根本座長 6番目の論点で、20ページの話で利用料金の自由度を与える場合というところの説明をもう一度お願いします。

○I専門委員 自由度を与える場合、従来方式とPFI方式で、PFI方式で自由度を与えているのだけれども、計算上は同等と設定するかどうかを検討しているということなのです。同等と設定することを前提としたら、自由度を与えているのに意味がないではないかと思いました。

多分、計算式の設定の方式だと思うのですけれども、言い方がもう少しあるのではないかという感じはします。

○根本座長 わかりました。書きぶりの問題も含めて、実際に読んでいただく方々がどう思うかは大事なところなので、後ほどまとめて事務局のほうから御報告いただきますけれ

ども、仰っている趣旨はそのとおりだと思うので、最終的な言いぶりはまた調整させていただきますけれども、先に御意見をいただきますので、K専門委員、お願いします。

○K専門委員 今、座長が仰られたことになってしまうのですけれども、第3章のリスク分担のところの書きぶりといいますと、リスクワークショップがありまして、(2)が物価変動／需要変動リスクという全く異なった並びになっていますので、リスクというものがどういうことを言っているのかということをはっきりと見たときに、では、全体のリスクについては、リスクワークショップのようなものを立ち上げて検討していきましょう、その中で次に変動リスクというものがぽんと出てくる形になっていますので、その次にさらにリスクの遮断についてとつながりますと、それに対する事業主体の分離、事業主体を分離した上での云々というところで「a) 履行保証」「b) 信用力審査」「c) 保険加入」という書きぶりになっているのですけれども、そうしますと、昨今50年に一度の大雨だとか、そういった想定外のリスクという部分での保険は非常にぱっとわかるところなのですが、需要変動リスクという部分等は、このあたりはQ専門委員にも見ていただいたほうがいいと思うのですが、ファイナイトとかデリバティブとか、そういう金融商品での対応をすべき話だとか、融資だとか、そういった部分で対応すべき話とか、いろいろなリスク遮断に対する方法というものがもっと幅広くあるかと思えますので、保険の加入、金融新商品の活用等とか、ここはもう少し幅広く書かれていていいのではないかと思います。

PFI推進という場合に、事業者選定段階というところで、実際に地方公共団体がこの事業、PFIやPPPを導入しようとしたときに、VFMとかでこの事業はそれでやったほうがいいとなるのですけれども、実際なかなか進んでいません。地方公共団体にとってもう少し実践的な、受け入れられる部分と受け入れられない部分がどうもあるという話は聞くものですから、もう少し投資か為替か、実際に事業を出される側、地方公共団体側から見たときのVFMというのは、実はこういう側面もあるのだみたいなところが、ちょっと入れられる要素はないかなと思います。

○根本座長 2点目も問題提起ということでよろしいですか。

○K専門委員 はい。

○根本座長 わかりました。

それでは、P専門委員、お願いします。

○P専門委員 今、I専門委員とか、K専門委員が仰ったことにも通じる内容なのですが、まず、これはきのう私も資料をいただいて、先ほど座長からもお話があったのですけれども、非常に複雑というか、難しく、読み解くのに非常に苦労したというのが印象です。

今、K専門委員からもお話があったのですけれども、これを仮に自治体の各職員が見たときに、ストレートにどれだけ理解できるかということが若干疑問ではありました。

3点ほどちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、C委員のほうからもお話があったのですが、5ページのところで「サービスの価値の向上」の定量化が必要だということで、この部分は具体的にどうすればもう少し定量化が図れるかということが明らか

にされると、恐らく自治体の各セクションでは、内部的に説明がしやすいという印象を持ちました。

12ページ、13ページの運営権の対価のところなのですけれども、一つはちょっと確認なのですけれども、12ページのほうでは、VFMで支出の差+収入の差ということで、従来方式での公共支出とPFI方式での事業者支出の差、PFI方式での事業者収入と従来方式での公共収入の差と整理されているのですけれども、13ページの右の図を見ますと、どうもそのようには整理されていないような気がするのです。

例えば、パターン1で見ますと、従来方式の支出と収入を比べて①、PFI方式の支出と収入を比べて②で、①+②でVFMとされているので、ここは12ページと13ページで記載内容にちょっとそごがあるかと私は感じたのですけれども、この件については改めて確認をさせていただきたいと思います。

ただ、運営権対価のパターン分けについては、私などは運営権選定事業を導入されたときに、パターン1しか全く考えていなかったもので、そういう意味では、こういうパターン2、パターン3もあるということで、この点については、改めて認識をさせていただいたとは思っています。

ただ、パターン2、パターン3を進めるときに、公共側から事業者側に別途補助金交付などの補填がなされるケースもあり得るといえることなのですけれども、ここについては、なかなか自治体の中で財政当局を説得していくのは難しい部分があるのかなという印象を持ちました。

最後、I専門委員からも指摘がありました、20ページの利用料金のところなのですけれども、これは今の仕組みで利用料金の設定について、果たして事業者側がどれだけ自由度を保てるのかというのは若干疑問の部分がありまして、たしか今でも公の施設などの利用料金というのは条例である程度決めていきますし、PFIについても実施方針等である程度決めた上で、その中で自由に料金設定するという枠組みだった気がするのですけれども、そことの関係で、ここのところはどれだけ民間事業者が利用料金を自由に設定できるのか、そこがちょっと私もよくわからないので、確認させていただければと思います。

○根本座長 それでは、R専門委員、お願いします。

○R専門委員 今、お話を伺っていて何点か思ったことは、I専門委員と同じなのですが、履行保証云々というところなのですけれども、民間側からすると保証という言葉に、多分、結構敏感に反応してしまうので、ある意味、無限責任的な意味合いを感じてしまう言葉だと思うので、若干この保証という言葉は、民間側からすると受け取りづらいという印象を受けました。

12ページの楽観バイアスのところなのですが、これはたまたま先日、ある地方公共団体の方と話をしている、入札で提案が出てきたものに対してどういうふうに数字を評価するかという議論をちょうどしていたときと全く同じなのですけれども、ここは脚注に楽観バイアスと一言で書いてあるのですけれども、これをもう少し上段の部分、ちゃんと本文の

部分でもう少し触れていただいたほうがいいかと思います。

要は、樂觀バイアスの部分の分析というのは、恐らく事業をやっているものは見ればある程度敏感に感じると思うのですけれども、行政側の方は多分びんとこられないと思うので、かなりここは逆に言うと地方公共団体の方にとってはリスクの幅が大きくなる場所かと思うので、もうちょっと取り上げ方が具体的かつ丁寧なほうがいい気がしました。

最後に、13ページ、14ページで足りない部分の補助金等の交付という表現なのですが、これは一昨日でも電話でちょっと伺ったのですが、やはりいろいろ実務上はこういうこともあるのだろうということはわかるのですけれども、法制度上、入れてはだめだとは書いていないので、入れてもいいのだろうとは読み取れるのですけれども、今まで何となくコンセッションという独立採算型とイコールで結びついている議論が多いですし、書かれているものも多いものですから、こういったものを入れていいのか、サービス購入型との併存型というか、複合型がいいのかというのが、何となく曖昧なままに推移しているところもあって、これを地方公共団体の方が見たときに、いいというふうに、ここでお墨つきが得られているのだと解釈していいのですねということにつながると思うので、その確認だけです。

○根本座長 ありがとうございます。

では、F委員、お願いします。

○F委員 まず、1ページの四角の中で、ワークショップなどが出てしまったから、なかなかいびつな関係になっているのですが、この中のどこにサービス購入型がいるのか、いつも気になるのです。（4）なのだろうけれども、これはほかの資料も全部通してなのでも、ここの取り扱いはなかなか悩ましいなと思います。

2ページ目で、論点はこういう形で進めてきたのは確かだと思うのですが「リスクの認識等について」というのは、結果的には全ての類型に対して通してやはり考えているのだと思うのです。

従来型だけでそこを認識していて、ほかのことを見ていないようなイメージになってしまうので、手順はこういう形でやってきたのは間違いなのですが、表現とすれば、縦に1本通るような形で運営権のところまでリスクの話も入れていただいたほうがいいかと思います。

3ページの2の（1）のところで、バリュー・フォー・マネーに「サービスの価値の向上」も入れなければだめだという議論はしているのですが、後では財政の縮減額だけ議論しているところもあるので、もうちょっとその考え方というか、この中での捉え方をここで明記していただいたほうが混乱がなくていいかと思うのです。

特にバリュー・フォー・マネーについては、支払額の削減というのは、財政支出の削減ですね。支払いが誰の支払いかわからないから、財政支出額の削減が一般的なバリュー・フォー・マネーというものを捉えているのではないかと私は理解しておりますけれども、ですから、広義で捉える場合と狭義で捉える場合みたいな形で、狭い意味では財政支出額

の削減だけでも、それに加えて「サービスの価値の向上」というものも考えたほうがいいとここでも考えていただいたほうがわかりやすいかと思います。

5 ページの上のところに「サービスの価値の向上」というものがあるのですが、先ほどちょっとコメントがあったと思いますが、サービスの価値は具体的に何かというのが少し見にくいかと思うのです。

特にその後に「費用対便益分析マニュアル等」に示された便益の計測方法」と書いているのだけれども、これで使えるのかというのは、B・バイ・Cマニュアルの視点からはちょっと難しいかなというところもあるので、やたらB・バイ・Cマニュアルが出てきているのですが、ここもちょっと表現をもう少し変えていただいたほうがより適切に使えるのかということと「サービスの価値の向上」というものを具体的に説明していただいたほうが、地方公共団体の方などにはわかりやすいかと思います。

7 ページは、引用文献は別にありますので、後ほど事務局のほうにお送りします。先ほど図表のバランスのお話もありましたので、図表5までは載せなくてもいいのではないかと思います。

11ページの表の中の2番目の右の欄で「PSCにおける収益分は見込まないことが」という表現なのですが、文章として「PSCにおいては」というほうがわかりやすいかなという、これは細かなことです。

12ページ、13ページのバリュー・フォー・マネーの考え方なのですが、ここで支出の差と収入の差となっているのですが、結果的には従来型での財政支出額ですね。それと、PFI事業者の収入額なのか。ここで支出と収入という、結果的にバリュー・フォー・マネーが何の数字をあらわしているのか、私にはちょっと理解しにくかったです。

だから、これは財務指標として事業者の支出と収入がありますね。財務指標としての公共支出がありますね。その差をとっているわけだから、公共と財布が違う事業者の差を比較している形になるのですが、実際に先ほど申し上げたとき、バリュー・フォー・マネーが財政支出額の差としてとられるのだったら、ここはPFIのときと従来型における財政支出額の差という従来の考え方をそのまま持ってきたほうが、私はわかりやすいのではないかと思います。というか、意味のある数字になるのではないかと思います。

これが経済分析指標としてのPFIの場合と従来型の場合を比較している場合だったらありだと思いますが、財務指標をこのように引き算をするのは、ちょっと違う財布の引き算に相当するのではないかと思います。

ですから、バリュー・フォー・マネー自体は、PSCの意味は違うとは思いますが、従来型のPSCとPFILCCを単純に比較し、PSCの場合は単純に公共の支出額から公共の収入を引いた、マイナスの支出額です。

あるいは、実際には赤字になっているわけだから、公共の支出額になっているかと思いますが、それからPFIの場合の公共の支出額から公共の収入を引いたものを引くという形で考えたら、サービス購入型と同じバリュー・フォー・マネーとして定義されてくる

のではないかと思います。

ですから、公共の支出額というのは、先ほどの補助金なのかあるいはサービス購入費なのか、その組み立てによって変わってくると思いますけれども、そちらのほうが特に財政局に説得するときも、確かに補助金だとか、サービス購入費を出さなければだめなのだけれども、運営権でやったほうが結果的には下がるという指標はこれで示せるということなので、事業者の収支というのは、ある意味では公共側から見た場合は別のものであるという形のまとめ方のほうが私はいいと思います。特に今回のPFI事業者の事業者収支ということで考えたら、これは運営権の対価はどこに入っているのかとか、公租公課はどうなのかとか、税引き後なのか何なのかという話がちょっと見えてこないわけです。

先ほど議論がありましたけれども、基本的には、当然、公租公課を踏まえて全体のネットとして、差し引きとしてバリュー・フォー・マネーを捉えるのがこれまでもいろいろなところで議論してきた話だと思いますので、その意味からも今の取り扱いだったら事業者の収支という形だけを入れてくるのは、なかなか取り扱いは難しいのではないかと思います。

あと、リスクのワークショップの話も入れていただいておりますが、これには土木学会のほうでファシリテーズマニュアルをつくっておりますので、これを参考文献で入れていただければと思います。これもお送りいたします。

○根本座長 数えると、30近く指摘事項がありましたので、ちょっと事務局のほうで順次お答えいただければと思いますが、13ページの図表7の解釈で何点か出ていて、わかりやすくしていただければいいのですけれども、これは従来型の方式だと、差分というか、プラスマイナスの根拠が出てこないの、プラスマイナスの根拠を出すために、事業者収入支出ベースにしないと、逆にわからないのではないかとというのが私の考え方で、金融の世界はこういう計算を実際にするので、いろいろな計算のやり方を比較して並列的に並べるのは別にいいのですけれども、何かでないといけないということは余りなくて、できるだけ自治体の職員にしっかりと理解していただくためにどうするのがいいかという観点で、ちょっと最終整理をしたいと思います。

もしこれが正解だというものがあれば出していただければいいのですけれども、新しい概念なので、なかなか正解がない世界かと思っております。

事務局のほうで、答えられる範囲でお答えください。

○山田企画官 大変たくさん御意見をいただきましたので、すべてお答えできているかどうかわかりませんが、まずはC委員からいただいた、定量的なのか、定性的なのかという話は、まさに仰るとおり、事業に対する規律がなくなっただけではいけませんから、その部分については、まず、入り口のところで必要性と効率性の議論は分けねばいけないということで、入り口を絞ったつもりでございます。

資料1の「VFM評価のあり方について」ですが、確かに運営権がゼロとかマイナスになるケースが重要ではないというのは仰るとおりですので、意図が十分に伝わるように検討し

たいと考えております。

I専門委員からいただいた、9ページのリスク調整費について御質問いただきましたけれども、これはリスク調整費の大小が変わってくるのではないかという趣旨で例示をさせていただいたところでございます。

10～11ページにかけて、相乗効果については、この中間取りまとめの全体が考え方の一例を示しているという性質のものでございますので、こんなやり方もありますよという一環で御紹介をさせていただいているところであります。

運営権活用型のVFMの考え方については、将来の支出とか、時間軸のお話、C委員から御質問いただいた、固定費とか可変費の関係とか、現在価値の関係をどうするのかといったことは一切が捨象されたモデルになっておりますので、その辺がわかるように何か注釈が必要かと感じているところでございます。

17ページのリスクについての御質問だったかと思えますけれども、リスクのヘッジの問題だったのですが、履行保証というのは、今、建設事業などでは行われていますので、それをイメージして書いているところで、あくまでも例示なのかなというところでございます。

利用料金については、利用料金の設定に差をつけるかどうかといったところ自体が、提案内容だとかに変動要素として効いてくるかどうかといった趣旨で書いてみたところでございます。

もう一点、I専門委員から「おわりに」のリスク分担ガイドラインの該当箇所というところですが、これは16ページでお示ししましたリスク分担ガイドラインの引用箇所の中の下から4行目、5行目あたりです。「選定事業に係るリスクと他の事業に係るリスクをできる限り分離して」の部分で、収益施設の併設で事業収入の費用を回収するように読めないようにも見えますので、この部分を措置することになるかと考えているところでございます。

○I専門委員 資料1のところ、評価のあり方の運営権活用事業のところ、全体において定量化ですけれども、定性的なところも排除しているかのように読めるという指摘をしたと思うのです。

○山田企画官 失礼しました。

その部分については、必ずしも定性的なところを排除するわけではなくて、VFMを使うことに一定の意義があるのではないかぐらいのこと、VFMにも一定の意義があるのではないかということをおっしゃっている部分でございます。

○I専門委員 いや、VFMはあるのですけれども、VFMの定量化と定性化だとは思っています。

○山田企画官 そうです。ですので、必ずしも定性的なものがまるっきり排除されるべきとまで主張しているところではないという認識でございます。

○I専門委員 国交省の航空局と話したのはですか。

○山田企画官 そこは実は調整できておりません。そういうこともありまして、余りここ

でいろいろなことを決め打ちしてしまうと、空港だけではなくて世の中でまさに動かんとしているプロジェクトの出鼻をくじいてしまうこともあり得るのではないかと考えているところで、むしろ世の中でこれから回り始めていくプロジェクトを見ながら、実務に即した形で議論することが現実的だという認識、そういうトーンでまとめていきたいと考えておるところです。

次にK専門委員からいただいた御意見です。リスク分担について、確かに並びの面からいきますと、必ずしもきれいに並んでいない面があるかも知れませんが、実際に私ども事務局の仕切りの問題もあるのですが、網羅的な議論をしたわけではございませんでしたので、議論をしていただいたことについて並べてみたということでございます。

リスクに対するヘッジの仕方ですが、これも保険以外のもの、金融商品の活用もあり得るということでしたので、まだ表現ぶりについては御意見等をいただければありがたいと思います。

○K専門委員 需要変動リスクがぼんとあるもので、それに対して光が当たり過ぎるのかと。そうすると保険だけではなくていろいろなものも出てきますので、もう少し全般を幅広くとっておいたほうがいいのではないかと思います。

○山田企画官 保険加入という一言では済まないかもしれないということですね。ありがとうございます。

今回、自治体に対して受け入れられるのかどうかという御意見もいただきました。これについては、中間取りまとめで決めてしまうという性質の論点がそれほど多くないものですから、余りそういう面では、自治体にお示しする部分というところはそんなに多くはないかと思います。むしろ自治体にお示しすることは手続の簡易化であるとか、あるいはモニタリング事業促進ワーキングでの成果を中心にお示ししていくことになるかと考えておるところでございます。

同様の御意見については、P専門委員から頂戴していたところで、そういう意味では、何かを決めてお示しするわけでもないし、体系的、網羅的にここの中間取りまとめに示しているわけでもないということで、理解しやすくなっているかという面については御容赦を賜りたいという面は否定できないと思っております。

資料2の5ページ、定量化の方法もなかなかこれというものが示せていないものですから、ここも実際の実務でどんな事例があり得るのかといったところを追いかけていく必要があるかと思っております。

12ページで示している式と13ページのグラフが違うのではないかと。確かにこれは違う物の見方をしている面もありますので、例えば、12ページの「下記式により整理できる」というのが、13ページとたちまちつながっているように見えなくなるような、書きぶりに工夫が必要かと考えておるところでございます。

ここについても、時間軸が捨象されている等、いろいろ単純化されている部分がありますので、大変申しわけないのですけれども、財政当局の説得材料にはたちまちお使いいた

だけのものではないという認識でございます。

それに関連して、20ページの関係、需要変動に関して料金設定のところ、条例との関係についてどう考えるのかという御質問もいただいておりますが、これもまだ必ずしも議論ができていないところであると認識しております。ここも何か事例に即してどんな法整備の方法があるのかといったところを議論を深めることができるのではないかと認識しているところでございます。

R専門委員からいただいた御意見は、17ページに付帯事業の実施体制の強化の部分だったかと存じます。履行保証の保証というところへの反応ということですので、こちらはまさに建設事業の、例えば、履行ボンドとかそんなことを頭に描いて書きおろした部分ですので、何かもしうまい言いぶりがあれば、保証という言葉に変わる何かいい言い方がもしあれば、御教示賜れるとありがたいと存じます。

楽観バイアスは、12ページに確かに今は欄外脚注という形で整理をさせていただいております。この部分は、イギリスで取組があるのは御紹介させていただいたとおりですが、実際にかの国においても事業における経験値の蓄積でもって何らかの率を整理しているということがあるものですから、何か今の段階でここでこうすべしということが言えないのかなという認識でいたところでございます。

確かに地方公共団体の立場からいいますとリスク要素になり得るわけですが、これも今後実際の実務に即してこんな問題が起こっているというのを、事業の蓄積から掘り下げていくところなのかと認識をしているところでございます。

13ページ、14ページは、事前にも御質問いただいていたところなのですが、何かここも新たな見解を示すような形にはなっておりませんで、中間取りまとめとしては、あくまでも考え方の一例としてお示しするものであると理解をして示しているところでございます。

F委員からいただいた御意見ですが、アクションプランの種類の形も、実は新しい類型とサービス購入型との関係については、悩ましいところは仰るとおりでございますが、ここはアクションプランで示された類型を引用ということで入れているところでございます。

リスクの認識についても、確かにあらゆる事業類型に通底して関係するところではございますので、工夫ができるかどうか、全体像をお示しするときに、複雑にならない範囲で何かできるかどうかというのは、御期待に沿えるかどうかわかりませんが、御検討させていただきます。

「サービスの価値の向上」については、広義のVFMと狭義のVFMというところをわかりやすくという御指摘であったかと認識しております。

10ページのところでございますが、費用便益分析マニュアルとの関係についても、このままたちまちマニュアルに載っていることが使えるというところまではなかなか言えないのは、F委員が仰るとおりでございます。

ですので、物の見方として、マニュアルに書いてあるのが着目点としては参考になるのかなと思います。

例えば、CO<sub>2</sub>の排出がどれだけ削減できましたといったことが事業の種類ごとに示されていますので、例えば、CO<sub>2</sub>の排出が実現されたら幾らなのかといったところは、また別の原単位の考え方を持ってきて計算するとか、「サービスの価値の向上」と一言言われたときに、何から手をつけたらいいかわからないとか、どう発想したらいいのか皆目見当がつかないような場合に、ヒントを得るためにビー・バイ・シーのマニュアルに書かれていることを参考に、御紹介さしあげた次第でございます。

図表5の取り扱いについては、先生からの御指摘いただいたとおりかと存じます。

図表6の2のPSCについてですが「PSCにおける収益分は」という表現がわかりにくいという御指摘かと思えます。ここもどんなことができるのか、再度検討してみたいと思っております。

12ページから13ページのVFMをどう定量化して式にあらわすのかといったところについて、先ほど根本座長から御示唆をいただいたとおりかと思っております。一定の条件下において整理してみると、こんな考え方もあるのではないかと。これも一例としてお示しすると御理解いただければと存じます。

○F委員 ここでこの値が何を意味するのかというのがちょっと理解しにくいのです。だから、あるとすれば同じ施設に対しての収益性の差をあらわしているのはわかるのだけれども、同じ施設に対して公共をやった場合のネットの収入とPFIのネットの収入という、同じ施設に対する収益性の差というのはわかるのだけれども、それがバリュー・フォー・マネーなのかということなのです。

バリュー・フォー・マネーで考えるのだったら、管理者の立場から財政支出額の削減で考えたほうがもっとわかりやすいし、同じ基準で出せるし、しかも財政当局も説得材料になるだろうというのが私の意見です。

○根本座長 いや、それを一致させて考えているという単純化モデルなので、もう少し細かいことを詰めていけば出てきますけれども、税金とかも一切排除した状態の比較をしているということです。

○山田企画官 私の理解では、社会全体がどんぶりです。1つの財布と見たときに、どれだけ効用が得られているのかということになるのかと。

○C委員 でも、それをやってしまったら、ビー・バイ・シーの話をしているというので、費用便益分析をやっているのとそんなに変わらないと思うのです。

だから、ここで本来バリュー・フォー・マネーを、ある意味、財政的に言えば、財政当局の支出がどれぐらい減るかとか、財政当局の財政負担はどれぐらい減るかということであれば、多分先ほど出てきた狭義のVFMが、今、言ったようなもので、広義というところで恐らく、例えばサービスの価値を含んだらどうなるのかとか、先ほどから12ページをずっと見ていたのですけれども、運営権の場合は、恐らくこれは式をちょこちょここと変えると、広義のVFMは何だろうかと考えて、従来型のVFM、つまり、収入があるので、ネットの公共施設がどれぐらい減るかということと、プラスで多分運営権だと思うのです。

ここで運営権を事業者収入－事業者支出で捉えているので、多分、広義のVFMと言われたら、従来のVFMにプラス運営権の売却益といいますか、対価が入りますと言って、その対価がどう計算されるかといえ、事業者の収入と事業者の支出の差なので、そうすると、がちがち計算すればこんな感じになると、そんなふうに置きかえたと思うのです。

○根本座長 まさにそのとおりです。

○C委員 運営権対価は財政当局の収入になるので、財政負担の軽減といえ、まさにそのとおりですというだけです。

○根本座長 それをもってバリュー・フォー・マネーと表現しているということです。

○山田企画官 運営権を使う場合には、そういうことになります。

○根本座長 ここで言わないといけないことは、運営権対価がゼロまたはマイナスになる場合があることを表現するのが大きな話で、それに軸足を置いて表現したら、これが一番わかりやすいのではないかという提案なのです。

なので、いろいろな表現の仕方があると思うのですけれども、仮に従来型の方法でやっても結局そのところは表現として出てこないと思います。

○F委員 いや、財政支出額の差という形で定義すれば、それは当然包含されるものだと思います。

○根本座長 いえ、運営権対価というのは、民間側のバジェットの中が決まってくる話なので、ここで出したいのは運営権対価ですね。

○F委員 事業者とすれば、運営権対価に、それこそエクセスプロフィットも当然あり得るわけです。だから、エクセスプロフィットを含めて考えれば、当然そういう形でビッドを入れてくるわけですから、ここで言う事業者の収支という形の捉え方をしたら、何を評価しているのか、私としては理解できないのです。

○根本座長 これは運営権の価格を評価しているのです。

○C委員 単純化と言ってしまうとそれまでなのですけれども、これは多分まさにエクセスプロフィット、我々が呼ぶところの超過利潤は入っていないのだと思うのです。多分、全部VFMで運営権対価の中に織り込まれ、要するに、本当かどうかはともかくとして、計算上は民間事業者はエクセスプロフィットは留保しないのが前提になってしまっていると思うのです。

○F委員 だから、解釈としてどちらがわかりやすいかで問題なのだけれども、ここで言っているバリュー・フォー・マネーは、財政支出額の削減ではないのですか。

○山田企画官 財政支出額の削減なのだけれども、それが従来型のサービス購入型に加えて、運営権対価分がオンされた形で、公共側は享受すべきVFMが発生するという理解でございませぬ。

ですので、超過利潤を云々ということが入っているかどうか分からない。確かにそれについては全く述べていませんので、そこについては脚注の補足等でフォローすることも可能かと、今、感じた次第でございませぬ。

○F委員 だから、絵の右のほうに書いているものは、あくまでも事業者の収支図ですね。事業者の財布ですね。

○根本座長 いや、事業者の財布なのだけれども、その差分が運営権対価となって、それが自動的に①にオンされるから、②は事業者の財布という計算式を使って、公共の収入の増加分を計算しているに過ぎないという考え方です。

○R専門委員 私はこれを、例えば、②を2段に分けて、事業者側の期待利益と運営権対価という2つの構成に分けたら、もっとわかりやすくなる気はするのですが、そんなことはないのですか。それで残った部分だけがここで言う②です。

○根本座長 期待というのは、全てが期待ですからね。

○R専門委員 このグラフで言うと、事業者支出のところに民間事業者の期待利益も入っているわけですね。

○根本座長 仰るとおりです。

○R専門委員 それを外に出せば、エクセスプロフィットもそこに入ると。

○根本座長 エクセスプロフィットのような複雑な議論は全くしていなくて、適正利潤が事業者支出の中に入っていて、利益があれば、それは完全競争の中で、運営権対価のビッドの中で吸収されるはずだという考え方です。

だから、いろいろなことを付加していくことは幾らでもできるけれども、そんなことをしたら全くわけがわからなくなるので、ここで言っているのは、運営権対価がプラスの場合にはこれだけ従来よりも得をすると。

その考え方を援用すれば、例えば、ゼロであってもマイナスであっても、従来よりはよくなる可能性があることを言うのが一番大事なことだと思っております。

○C委員 図表7の扱いはともかくとして、ポイントは運営権を考えたときに、バリュー・フォー・マネーの中に、公共支出の削減という意味での従来のVFMとプラス運営権の売却益というか、対価が加わります。これが本来のバリュー・フォー・マネーの計算として考慮されます。

ただ、実際何かいろいろとあって、運営権対価がゼロになるケースもあったり、マイナスになったりするケースもあるけれども、それでもなおかつVFMがプラスになるケースというのは、それは従来型のVFMの計算上のプラスが大きいからなのだと思うのですが、そんなケースもありますね。そのあたりをもっとクリアに書かれたほうがよいかと思いません。

12ページのところで、運営権をオン・ザ・トップにするのだ、VFMの上にオンするのだということを書いていただければと思います。

○山田企画官 ありがとうございます。

確かに12ページの文章中に、公共の支出がどれだけ削減されたかに加えて、運営権対価もオンされたものがVFMなのだというを書いたほうがいいのかと、今、そんなふうに見える次第でございます。

○I専門委員 分解したら同じになりませんか。

○山田企画官 同じになります。

○I専門委員 AとA´とかで書いて、事業者をA´B´で書いたら、そのB´－A´が、講学上、簡単に言うと運営権の対価なので、最終的に分解すると同じになると思います。

○根本座長 同じになるはずなので、ちょっとその辺のところを確認してください。

○P専門委員 この式を分解すると、そのようになるのです。だけれども、ぱっと見た目は、あれ、違うのではないのかと一瞬思ってしまうですね。

○I専門委員 わかりにくいですね。

○F委員 いや、公共と民間事業者の違いは、公租公課の問題があるから、イコールフットイングだったらこうなるのだけれどもということですね。

だから、事業者で書くというよりは、これが運営権対価だと書いてもらえればもっとわかりやすいかもわからない。運営権対価の差という形で収支差で書かれたら、私としてはちょっと戸惑います。

結果的には、財政支出額の差を議論しているわけだと。それをこういうふうな見方ができるという言い方があるのかもわかりませんが、それこそ完全競争下でエクセスプロフィットはなくなるとかということ的前提とすればですけれども、公租公課の問題で、ここに書くのはちょっと難しいかと思うので、私は財政支出額のPFIの場合と従来型の場合の差で書いたほうが、従来から一貫しているし、わかりやすいかと、私としては思います。

○山田企画官 実はここの部分は、時間軸のみならず公租公課の部分も省略をして簡略化して示しているものですから、そこも脚注等で何らかの対応をすることで、より厳密化というのですか、念を入れることになるかと、今、お話を伺ってそんなふう感じた次第でございますし、F委員からいただきました、公共支出の削減に、運営権対価相当分が加わったものがVFMになるのではないかとといったことは、いきなりその数式を持ち出す前に、何か言葉で補っておくところが現実的かと感じた次第でございます。

○F委員 公租公課の問題も、例えば、地方税なのか国税なのかということがあって、その捉え方は物すごく難しいのです。

○山田企画官 仰るとおりです。だからこそ、ここの部分はそこを捨象しているのだということを、どこかに示しておく必要があるかと感じたところでございます。

○根本座長 一応、事務局のほうからお答えできる点については、お答えしたつもりでありますけれども、この点が漏れているとか、そこはちょっと意味が違うというところがあれば、御指摘をお願いします。

定性的評価の扱いについて幾つか御意見をいただきましたけれども、整理としてはこれでよろしいですかね。

PFIの流れの中では、定性的なものもそれなりに評価できるという流れで今まで考えてきていて、ただし、C委員が仰ったように、では、何でも拡張して評価できるのかどうか。あるいは、費用便益分析マニュアルの書き方のところがすごく参考になるみたいなミスリー

ドをしているのではないかと思います。

○F委員 何かオールマイティーみたいに書かれているのが気になります。

○根本座長 事務局が言ったように、何でも使えるわけではないという趣旨であるとしても、ちょっと気にする側からすると、費用便益分析マニュアルが持っていた問題というのをそのままPFIに持ち込まれてくるような懸念があるといえば、あります。

○F委員 単なる便益計測方法がまとまってあるというだけですだからね。費用便益分析マニュアルで便益計測方法をつくったわけではないです。

○山田企画官 実は、そのあたりが10ページの下の部分、脚注でもともと意図するものが違うのだということを書いてみたり、物の見方の糸口が示されているのだということを書いてみたつもりでございます。

○根本座長 あと履行保証のところでも複数の方から御意見がありましたけれども、ここはよろしいですか。

もともと付帯事業があって、事業主体を分離した上での履行保証という、かなり限られたケースでの表現ではあるのです。

○I専門委員 事業主体を分離した上でさらに履行保証ですか。

○根本座長 分離したから履行保証しないといけないということではないですか。同じ事業主体であれば、契約の中で担保できますので、それは契約に基づいた履行を請求すればいいのだけれども、事業主体が分離されていると、分離された側が付帯事業をやっている、そこは別の話になるので、仮にそこと直接契約をしたとしても、そちらが破綻してしまえば履行が担保されないの、もともとの本体事業のほうをやっているところに履行を保証してもらおうという意味があるのではないかと。

○山田企画官 そうです。実は2段階になっておりまして（1）は事業主体を分離したらどうかということなのですが、その上で（2）として実施体制を強化したり担保したりする方法として、いろいろな方法があるかと。その一つに履行保証というものを例示させていただいた次第でございます。

○I専門委員 それは代表企業または構成員に履行保証を求めているのであって、今の御説明があれだとすると、契約主体というのは、多分SPCですね。SPCに履行保証を求めても意味はないわけでしょう。

言っていることが非常に不明確というか、私はここがゼネコンなり、サービスプロバイダーの企業、本来だったら受託企業に事業主体が別にあるというのは、さらにSPCを考えているのかどうか分からないですけれども、それではなくて、要はコーポレートに保証を入れさせるのだという端的な意味かと思っていたのです。

○山田企画官 結果としては、回り回ってはそうです。付帯事業をやる人に対して、SPCの代表企業とか構成員が何らかの裏書をしたらどうですかという書きぶりにしたつもりでございます。

そのエンドースの方法として、履行保証があったり、信用力の審査があったりとか、格

付があったりとか、そういう流れを意図しているものでございます。

○R専門委員 私も意味は今仰ったとおりに解釈してはいたのですが、純粋に履行保証の枠書きの次のページに入っている「当該支援内容を明確化させ」と、ここでは「支援」という言葉になっているのですね。

だから、単純に履行保証ではなくて履行支援でいいのではないかという気がするのが1つと、もう一つは、先ほど建設事業から引用したという感じで仰ったと思うのですが、PFI事業の中の建設事業だということであれば、1つの事業なので余り大きく異ならないと思うのですが、やはり建設となると、何となく請負的な側面が強くなってくるので、請負のときの履行保証と普通の事業のときの履行保証は多分全く意味が異なってくると思うのです。

やはりあくまで事業なので、請負ではないので、恐らく支援にとどまらざるを得ない気がするのと、もう一つは、バックアップサービサーも書かれているのですが、恐らく本当に事業がだめなときは、バックアップサービサーを置いてもマーケットがだめなときはだめなので、事業そのものの代替事業をバックアップ的に用意することも含めて、ここは書いておかないと、例えば、スーパーマーケットを提案したら、ずっとスーパーマーケットでなくてはだめです、レストランを入れてはだめですというナンセンスな話になりかねないので、やはりこれは事業そのものもバックアップできるようにしておいたほうがいい気がします。

○山田企画官 ありがとうございます。

○根本座長 そうなると結構大きな話ですね。そこは大丈夫ですか。

○山田企画官 確かに仰るとおりで、付帯事業の種類が変えられないような形になってしまうと、それに拘泥することで本体事業までショートしかねないのは、今、R専門委員から御指摘いただいたとおりですので、確かに事業の代替ということもオプションの一つなのかと認識した次第でございます。

○R専門委員 それは提案内容を変えるのだから、公共管理者の承諾は必要でしょう。

○山田企画官 そうです。

○R専門委員 それはやっていいとは思いますが、勝手に変えられないという趣旨です。

○山田企画官 勝手に変えられるわけではございません。

○根本座長 これは上のほうで「付帯事業の収益性の悪化等のリスクが本体事業に影響を与えない」とされています。

だから、付帯事業が何をするかではなくて、本体事業に収益リスクが移転されるところが問題になると言っているのが、付帯事業そのものだけを推奨するのはやはりおかしいです。

だから、履行保証はそういう意味では多分間違いだろうと。履行の支援でもちょっとおかしいかもしれないです。だから、あくまでも本体事業に影響を与えないようにするため

に、適切な付帯事業あるいは地代が支払えるようにするとか、そんな話だと思うので、この四角の中は少し書きかえたほうがいいかもしれないです。

○I専門委員 でも、悪化のリスクですけれども、一方では、税収はプラスして全体で考えなさいみたいなことも言っていますね。

○根本座長 でも、破綻してしまったら、税金が払えなくなる。

○I専門委員 もちろんそうなのです。

○山田企画官 これという決め打ちで何か確たるものをお示しできていないのは事実でして、まさにこういったものも新たな事業類型の行方を見て、実務に照らして本当にどんな方法がいいのかとか、どんな方法があり得るのかということはさらに掘り下げる必要があるべきところかと思っているところです。

○根本座長 これはバックアップサービサーは提案を求められるのだけれども、その事業がだめになったときにこんな事業もあるというのは、最初の提案では求められない話だから、すごく書きにくいです。

書きにくいだけれども、四角の中のa)のところは、このままではちょっとまずいと思うので、いただいた議論の趣旨を踏まえて、少し事務局と工夫をさせていただければと思います。

○山田企画官 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○根本座長 ほかはいかがですか。

どうぞ。

○F委員 先ほどの13ページなのですけれども、支出の項目、右のほうの2本の左のほうの棒が、PFI方式だと事業者支出になっていますね。ということは、支出という形で考えれば、本来は運営権はここに入ってしまうですね。

○根本座長 いや、運営権を除いたということです。

○F委員 そういうふうはどこかで明記されていますか。

○根本座長 いや、されてはいないけれども、あの辺は注書きをします。

○F委員 だから、これだけ見たら運営権が入っている形になってしまうので、そこで混乱する原因だと思うのです。当然のことながら、主要な支出項目ですからね。そこをちょっと仕分けしていただくということです。

○根本座長 誤解が生じないように、言葉の定義と意味を追記するようにしたいと思います。

予定の時間を超過してしまいましたけれども、ほかに何か、どうしてもこの点は言及しておきたいということがあれば、お願いします。よろしいでしょうか。

それでは、推進委員会がごさいますので、また再度お集まりいただく時間もございませんで、事務局と整理を一緒にした上で、ワーキングの中間取りまとめということで座長のほうに一任をいただければと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○根本座長 それでは、以上で検討を終了させていただきます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○山田企画官 資料3に今後の予定を用意してございます。実はこれも補足的に用意したものでございまして、今し方、根本座長からも御紹介いただきましたとおり、来週、推進委員会が予定されております。この場で御議論いただいたことをワーキングの中間取りまとめとしてこの委員会で御報告できればと考えております。

以上でございます。

○根本座長 それでは、本日の議事は終了いたしました。閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

○山田企画官 どうもありがとうございました。